

選挙運動・政治活動Q & A

（令和3年5月作成）

南知多町選挙管理委員会

ここに掲載した内容は一部の例であり、個々の行為が法令違反等に該当するかどうかにつきましては、その行為の時期、場所、方法、対象、内容等諸般の事情を総合的に見て、取り締まり当局によって判断されます。

選挙運動と政治活動とは

選挙運動とは「特定の選挙について、特定の候補者の当選を目的として、投票を得又は得させるために直接又は間接に必要なかつ有利な行為」のことです。

特定の選挙とは、選挙期日が告示されていなくとも、社会通念上何の選挙か客観的に認識し得る程度であれば、特定の選挙といえることができます。また、特定の候補者とは、すでに立候補した者のみではなく、将来立候補しようとしている者も含まれます。

政治活動とは、選挙運動を除く一切の行為がこれに該当します。

しかし、選挙運動と政治活動は容易に区別することはできません。

目 次

1 選挙運動

(1) 選挙運動の準備・事前運動

- 【Q 1】事前運動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 【Q 2】準備行為（事前運動に当たらない）として認められる行為・・・・・・ 1
- 【Q 3】出陣式の案内状の配布・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

(2) 選挙期日前に行われる選考会・推薦会など

- 【Q 4】自治会などの選考会や推薦会（1）・・・・・・・・・・ 2
- 【Q 5】自治会などの選考会や推薦会（2）・・・・・・・・・・ 2
- 【Q 6】自治会などの決議の外部への公表・・・・・・・・・・ 2
- 【Q 7】内部的行為・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

(3) 選挙運動ができるもの

- 【Q 8】選挙運動は誰でもできるのか・・・・・・・・・・ 3
- 【Q 9】県知事や町長が推薦人となること・・・・・・・・・・ 4
- 【Q10】18歳未満を使用した選挙運動・・・・・・・・・・ 4
- 【Q11】選挙運動用通常葉書の推薦欄・・・・・・・・・・ 4
- 【Q12】企業からの運動員の派遣・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

(4) 選挙事務所

- 【Q13】選挙事務所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 【Q14】選挙事務所の設置数・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 【Q15】選挙事務所の表示・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 【Q16】選挙事務所のポスターに写真を貼付・・・・・・・・・・ 5
- 【Q17】事務所の2階からの垂れ幕・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

(5) 戸別訪問と個々面接

- 【Q18】戸別訪問・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 【Q19】個々面接・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 【Q20】候補者の名刺の頒布・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 【Q21】電話による選挙運動・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 【Q22】電話による演説会の周知・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

(6) 署名運動

- 【Q23】禁止される署名運動・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 【Q24】演説会場での記帳・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 【Q25】選挙事務所での記帳・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

(7) 飲食物の提供

【Q26】 飲食物の提供	8
【Q27】 選挙事務所で出せる茶菓子	8
【Q28】 陣中見舞い	8

(8) 自動車・船舶・拡声機の使用

【Q29】 使用できる自動車	9
【Q30】 選挙運動用自動車以外の自家用車の使用	9
【Q31】 乗車人数	9
【Q32】 シートベルトの着用義務	9
【Q33】 選挙当日における選挙運動用自動車の駐車	10
【Q34】 自転車の使用	10
【Q35】 拡声機の使用台数	10
【Q36】 電気メガフォンの使用	10

(9) 文書図画による選挙運動

【Q37】 文書図画とは	11
【Q38】 掲示できる文書図画	11
【Q39】 頒布できる文書図画	12
【Q40】 候補者の氏名入りのたすきやスローガンを記載したのぼりの使用	12
【Q41】 スローガンを記載したジャンパーの使用	12
【Q42】 選挙運動用通常葉書（1）	13
【Q43】 選挙運動用通常葉書（2）	13
【Q44】 宛名人不明により還付された選挙運動用通常葉書	14
【Q45】 インターネット選挙運動	14
【Q46】 フェイスブックやLINEなどのメッセージ機能	15
【Q47】 電子メールによる選挙運動	15
【Q48】 選挙運動が禁止されている者によるインターネット選挙運動	15
【Q49】 ビラへのQRコードの記載	15

(10) 言論による選挙運動

【Q50】 言論による選挙運動	16
【Q51】 連呼行為とは	16
【Q52】 朝6時に行う街頭での挨拶行為	16
【Q53】 合同個人演説会	17
【Q54】 個人演説会の周知	17
【Q55】 午後8時以降の幕間演説	17
【Q56】 街頭演説の人数	17
【Q57】 街頭演説での氏名入りビラの頒布	18
【Q58】 街頭演説の開催数	18

【Q59】 公営施設内での挨拶行為	18
【Q60】 公営施設での出陣式	18

(11) 当選のお礼など

【Q61】 当選のお礼の制限	19
【Q62】 当選祝いのお酒	19
【Q63】 「当選御礼」の貼紙の掲示	19

2 政治活動

(1) 政治活動の文書図画

【Q64】 駐車場のフェンスに掲示された立札・看板	20
【Q65】 候補者用・団体用の立札・看板の同時使用	20
【Q66】 選挙運動期間中に新たな立札・看板の設置	20
【Q67】 政治活動用事務所を選挙事務所にした場合の立札・看板の取扱い	20
【Q68】 氏名入りのぼりの使用・スローガンののぼりの使用	21
【Q69】 政治活動用自動車の看板に氏名とスローガンの記載	21
【Q70】 政治活動用ポスター	21
【Q71】 一定期間内における立候補予定者の氏名入りの政治活動用ポスターの掲示	22
【Q72】 会社等への個人の政治活動用ポスターの掲示	22
【Q73】 氏名入りの看板・ポスターを掲出しての駅頭でのビラの配布	22

(2) 演説など

【Q74】 政治活動における街頭演説	23
【Q75】 民間団体主催の公開討論会の開催	23
【Q76】 政治活動における連呼行為	23

3 寄附及び挨拶状など

(1) 候補者が行う寄附

【Q77】 公職の候補者がする寄附	24
【Q78】 赤い羽根共同募金	24
【Q79】 結婚披露宴に出席し、祝儀として金銭以外の品物を贈ること	24
【Q80】 夏祭りでビールを差し入れること	25
【Q81】 成人式に祝電を出すこと	25
【Q82】 配偶者などが代理人として、香典を相手方に届けること	25
【Q83】 お金以外の香典	25
【Q84】 御玉串料などは香典であるか	25
【Q85】 香典返しについて	26
【Q86】 配偶者などの名義による寄附	26
【Q87】 カップや記念品を贈ること	26
【Q88】 配偶者などが自己名義で寄附をすること	26

【Q89】避難所に寄付をすること	27
------------------	----

(2) 後援団体が行う寄附

【Q90】後援団体がする寄附	27
----------------	----

【Q91】後援団体の「設立目的により行う行事又は事業」	27
-----------------------------	----

【Q92】後援団体の会員の親睦のための寄附	27
-----------------------	----

(3) 挨拶状・挨拶を目的とする有料広告の禁止

【Q93】禁止される挨拶状	28
---------------	----

【Q94】印刷した時候の挨拶状に自書する場合	28
------------------------	----

【Q95】パソコンにより作成した挨拶状	28
---------------------	----

【Q96】喪中の挨拶状	28
-------------	----

【Q97】時候の挨拶と政策を両方記載したもの	29
------------------------	----

【Q98】有料の政策広告は禁止されるか	29
---------------------	----

【Q99】有料の政策広告の中に挨拶文を入れること	29
--------------------------	----

【Q100】政策普及のビラに挨拶文を入れること	29
-------------------------	----

1 選挙運動

(1) 選挙運動の準備・事前運動

【Q1】

事前運動とは具体的にどのようなものを指しますか。

【A1】

選挙運動期間外の選挙運動（個々面接や電話による投票依頼など）はもちろん事前運動となるし、後援会などの政治活動であったとしても、実態として氏名普及宣伝が主たる目的と認められる行為は事前運動となり得ます。

例えば、告示日直前に不特定多数へ立候補予定者の氏名が記載された政治活動用ビラや名刺を頒布することや、各戸に訪問することなどは事前運動に該当する恐れがあります。その行為が行われた時期、様態により総合的に判断することになります。

【Q2】

準備行為（事前運動に当たらない）として認められる行為は何ですか。

【A2】

準備行為として認められる行為は、以下のとおりです。

- ① 推薦を依頼するための内交渉
- ② 選挙事務所などの借入れの内交渉
- ③ 選挙演説を依頼するための内交渉
- ④ 自動車などの借入れの内交渉
- ⑤ 出納責任者・運動員などになることの内交渉
- ⑥ 選挙運動員等の任務の割振り
- ⑦ 選挙運動用ポスター・看板などの作成、印刷
- ⑧ 選挙運動用葉書の宛名書き、印刷
- ⑨ 選挙公報の文案の作成
- ⑩ 選挙運動費用の調達

など

ただし、上記の行為にあわせて投票依頼を行うと事前運動となり禁止されるので注意してください。

【Q 3】

告示日直前、出陣式の案内状を不特定多数の方に配布することはできますか。

【A 3】

出陣式の案内状は選挙運動に関する文書図画と考えられ、事前運動となる恐れがあります。

(2) 選挙期日前に行われる選考会・推薦会など

【Q 4】

自治会などの選考会や推薦会は、どのような方法で行うことができますか。

【A 4】

白紙の状態での推薦の決定は認められますが、ある特定の候補者を最初から推薦する形は事前運動の恐れがあります。

【Q 5】

推薦された者（候補者）が、選考会・推薦会に同席しても問題ないですか。
また、推薦された結果、「よろしく頼む」と挨拶をすることはできますか。

【A 5】

同席は問題ありません。挨拶に関しては、単なる儀礼程度である場合は問題ないが、積極的に投票を依頼するものと認められる場合は違反となる恐れがあります。

【Q 6】

自治会の推薦会の決議を、外部に公表することはできますか。

【A 6】

従来から自治会の決議を、全ての自治会員に通知している場合などは通常の方法によって通知することは差し支えありませんが、特別の方法を用いた場合（号外のチラシを配布するなど）は事前運動となる恐れがあります。

また、自治会員以外の者に周知することは、事前運動となる恐れがあります（ホームページ上の掲載なども違反となる恐れがあります）。

【Q 7】

労働組合や業者団体の会合で、単に内部行為的に特定の候補者に投票するよう呼びかけることはできますか。

【A 7】

単なる内部行為であっても、投票依頼にわたる場合は、事前運動となる恐れがあります。

(3) 選挙運動ができるもの**【Q 8】**

選挙運動は誰でもできますか。

【A 8】

選挙運動は、18歳以上であれば誰でもできるのが原則ですが、選挙の公正を確保するため、例外として、以下のような者は禁止されます。

① 選挙事務関係者

投票管理者・開票管理者・選挙長など

② 選挙権・被選挙権を停止されている者

選挙犯罪又は政治資金規正法違反を犯したために処罰され、選挙権・被選挙権を停止されている者

③ 特定の公務員

中央選挙管理委員会の委員及び中央選挙管理委員会の庶務に従事する総務省の職員並びに選挙管理委員会の委員及び職員、裁判官、検察官、会計検査官、公安委員会の委員、警察官、収税官吏及び徴税の吏員

④ 一般職の国家・地方公務員

種 別	選挙運動	地位利用
特別職の公務員(知事・町長など)	○	×
国家公務員	×	×
地方公務員(町職員など)	×	×
	※勤務地の選挙区以外なら可	
公立の教員	×	×
私立の教員	○	×

《地位を利用した選挙運動》

公務員等がその地位にあるため特に選挙運動を効果的に行い得るような影響力又は便益を利用して行う選挙運動

《例》 補助金交付、契約締結、許可、監査などの職務権限を持つ公務員

【Q9】

県知事や町長が推薦人としてビラ等に職名を記載したり、演説会の応援弁士として職名を名乗ったりすることはできますか。

【A9】

単に職名を通常の方法で記載したり、演説会で単に職名を名乗ったりすることは直ちに地位利用になりませんが、専らその県町に関係する者（県職員・町職員等）を対象として行うときは該当する恐れがあります。

【Q10】

18歳未満の者を使用した選挙運動はできますか。

【A10】

18歳未満の者は、一切の選挙運動が禁止されています。ただし、選挙運動のための機械的労務を行うことは認められています（例：文書の発送、看板の運搬、湯茶の接待など選挙人に直接働きかけない行為）。

【Q11】

選挙運動用通常葉書の推薦欄に、現職の県知事や町長、町議会議員の氏名を記載することは可能ですか。

【A11】

県知事や町長は特別職の公務員のため、地位を利用した選挙運動以外は認められるため問題ありません。

また、町議会議員も法的に制限がないため一般的に問題ありません。

ただし、自己の選挙運動、氏名普及宣伝行為の一環と認められる場合は、事前運動となる恐れがあります。

【Q12】

企業から選挙運動員として従業員を派遣してもらうことは可能ですか。

【A12】

従業員が有給休暇等を利用して運動員をすることは問題ありませんが、業務命令での派遣は、法人からの寄附と考えられ、禁止されます。

(4) 選挙事務

【Q13】

選挙事務所とは何をするとところを指しますか。

【A13】

特定の候補者について、投票を得るため、演説会の準備をしたり、届出書を用意したり、ポスターを貼る手配をしたり、その他様々な選挙運動に関する事務を取り扱う場所です。

【Q14】

選挙事務所はいくらでも設置できますか。

【A14】

県議選挙・町長選挙・町議選挙の場合は、候補者一人につき、1箇所に限られます。

【Q15】

選挙事務所にはどのような表示ができますか。

【A15】

(1) ちょうちん1個

大きさは高さ85cm直径45cm 以内

(2) ポスター、立札及び看板の類

数はポスター、立札、看板の類を通じて3個以内

大きさはポスター、立札、看板とも縦350cm 横100cm 以内

※ 縦に使うか横に使うかは自由です。

【Q16】

選挙事務所を表示するためのポスターに、候補者の写真を貼付することはできますか。

【A16】

できます。選挙事務所を表示するものであることが認められる内容の記載があれば、他の記載内容は自由です。

【Q17】

選挙事務所を表示するため、事務所の2階から垂れ幕をたらず場合、ポスターが表示されているとみてよいですか。

【A17】

垂れ幕は看板の類とみなされるので、規格制限の範囲内であれば差し支えありません。

(5) 戸別訪問と個々面接

【Q18】

戸別訪問とはどのようなものですか。

【A18】

候補者又は運動員が、連続して選挙人の家を訪ねて、投票を得るため依頼する行為であり禁止されています。

ただし、一戸しか訪問しない場合でも二戸以上を訪問する目的を持っていた場合は戸別訪問となり禁止されています。

【Q19】

個々面接とはどのようなものですか。

【A19】

道路上や電車・バスの中などでたまたま出会った人に投票を依頼する行為であり、これらの行為は禁止されていません。

【Q20】

候補者の名刺を選挙人の住居に黙って置いてまわるのは、戸別訪問となりますか。

【A20】

その場合は戸別訪問の禁止及び文書図画の頒布の禁止に該当する恐れがあります。

【Q21】

電話で選挙運動をしてもよいですか。

【A21】

選挙の当日を除いて、選挙運動の期間中は候補者、第三者であるかを問わず、投票依頼をすることができます。

【Q22】

電話で次々に有権者に対し、演説会の開催又は演説を行うことについて通知する行為は違反ですか。

【A22】

電話で行う場合は戸別訪問でないので許されます。

（６）署名運動

【Q23】

どんな名目の署名運動も禁止されますか。

【A23】

名目が後援会に加入させるためとなっていたとしても、それが投票を得、若しくは得させない目的で署名運動を行ったと認められる場合は、署名運動の禁止に該当します。

【Q24】

後に選挙運動に使用するため、演説会場に来た人に受付で記帳させてもよいですか。

【A24】

来場者に記載させるために署名簿を置くことが、「選挙に関し、投票を得又は得させない目的を持って」選挙人に対し行われたのであれば、署名運動の禁止に抵触します。

【Q25】

選挙事務所を訪れた選挙人に受付で記帳させてもよいですか。

【A25】

Q24と同様に、「選挙に関し、投票を得又は得させない目的を持って」選挙人に対し行われたのであれば、署名運動の禁止に抵触します。

(7) 飲食物の提供

【Q26】

飲食物の提供とはどういうことですか。

【A26】

「飲食物」とは料理、菓子、酒、缶コーヒーなどのように何らかの加工をしないでそのまま飲食できるものとされています。何人も選挙運動に関し、湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子を除き、飲食物を提供することができないと定められています。

【Q27】

選挙事務所で出せる茶菓子ほどの程度のものまで認められますか。

【A27】

まんじゅう、せんべい、みかんなどのお茶受け程度のものです。

量、相手方についての基準はありませんが、常識的に考えて、あまりにも多量であるとか、無制限に誰にでも提供するような場合には、買収又は利益供与となることがあります。

【Q28】

選挙人が、陣中見舞いとして酒1升を贈ることはできますか。またペットボトルのウーロン茶1箱を贈ることはできますか。

【A28】

酒は「湯茶」の類には含まれないため、贈ることはできません。

ただし、選挙期日後、支持者などが当選人に対し「当選祝い」として酒を贈ることは、政治活動の寄附として扱われるため、差し支えありません。

ペットボトルのウーロン茶については、「湯茶」の類に当たるため、贈ることができます。

(8) 自動車・船舶・拡声機の使用

【Q29】

使用できる自動車はどんな種類のものですか。

【A29】

- ① 乗車定員4人以上10人以下の小型自動車
- ② 四輪駆動式の自動車で車両重量2トン以下のもの
- ③ 乗用定員10人以下の乗用自動車で①②に該当しないもの
- ④ 小型貨物自動車及び軽貨物自動車（県知事選挙・県議選挙を除く。）

【Q30】

自家用車を持っている者が、許された選挙運動用自動車1台のほかに、これを使用することは可能ですか。

【A30】

自家用車を、たまたま選挙事務所から演説会場へ行くのに、臨時に使用する程度のものなら差し支えありませんが、常時そのために待機させて利用するような場合は違反の恐れがあります。

【Q31】

自動車に乗車する人員には制限がありますか。

【A31】

候補者と運転手一人を除いて、乗車する人員は4人を超えてはならず、この4人は選挙管理委員会が定めた腕章を着ける必要があります。

【Q32】

選挙運動用自動車の運転手もシートベルト着用の義務はありますか。

【A32】

選挙運動用自動車については、道路交通法施行令第26条の3の2第1項第8号及び同条第2項第8号の規定により、運転手及び運転席以外に乗車する者に対しては、シートベルトの着用義務から除外されています。

ただし、安全面上、可能な限り着用することが望ましいです。

【Q33】

選挙期日当日、選挙運動のための看板が取り付けられている選挙運動用自動車を、公道に面した選挙事務所の駐車場に駐車させてもよいですか。

【A33】

選挙運動用自動車に取り付けているポスター、看板などは、選挙期日当日において掲示することはできません。

したがって、看板を撤去するか、文字が見えないよう布などで覆うなどの処置を行わなければなりません。

また、告示日前に同様に駐車を行うことは、事前運動に該当し、禁止されます。

【Q34】

選挙運動で自転車を使用することはできますか。

【A34】

使用できます。ただし、自転車を使用する際は、自動車と文書図画の制限の規制が異なるので注意してください。

【Q35】

拡声機は何台使用できますか。

【A35】

主として選挙運動に使用するものは一揃いに限られますが、個人演説会を開いているときはその会場の一揃いと、別の場所で街頭演説をしていればそこに使用している一揃いを使ってよいとされています。

【Q36】

電気メガフォンは拡声機ですか。

【A36】

拡声機です。

(9) 文書図画による選挙運動

【Q37】

文書図画とはどういうものをいいますか。

【A37】

文書図画はかなり広く、新聞、雑誌、名刺、挨拶文、ポスター、看板、ちょうちんなど眼で見て意味の分かるものならすべて含まれます。

【Q38】

掲示できる文書図画は何ですか。

【A38】

以下の文書図画を縦に使うか横に使うかは自由です。

① 選挙事務所

- ・ポスター、立札、看板の類の数は通じて3以内
大きさは縦350cm 横100cm以内
- ・ちょうちんの数は1個のみ
大きさは高さ85cm 直径45cm以内

② 選挙運動用自動車

- ・ポスター、立札、看板の数の制限なし
大きさは縦273cm 横73cm 以内
- ・ちょうちんの数は1個のみ
大きさは高さ85cm 直径45cm 以内

※ なお、自転車については上記の文書図画の掲示は一切できません。

③ 候補者が使用するたすき、胸章、腕章の類

候補者が使用する場合は制限はありませんが、はっぴや前掛けは禁止されています。

④ 個人演説会

- ・会場内では、ポスター、立札、看板の類の数・規格に制限なし。
- ・会場外に掲示するものは、会場ごとに通じて2以内
大きさは縦273cm横73cm以内
- ・ちょうちんの類は、会場ごとに会場内外のいずれか1個に限られます。
大きさは高さ85cm直径45cm以内

※ 上記の文書図画には、表面に掲示責任者の氏名、住所の記載が必要です。

【Q39】

頒布できる文書図画は何ですか。

【A39】

① 選挙運動用通常葉書

- ・町長選挙2,500枚以内、町議選挙800枚以内
- ・選挙用である旨の表示が必要、そのほかの記載内容は自由

② 選挙運動用ビラ

- ・選挙管理委員会に届け出た2種類以内のもので、頒布数は町長選挙が5,000枚以内、町議選挙が1,600枚以内
- ・規格は、A4判（長さ29.7cm幅21cm）を超えないもの
- ・ビラの表面には、頒布責任者及び印刷者の氏名（法人は名称）及び住所を記載しなければなりません、その他の記載内容は自由です。
- ・頒布方法は、新聞折込み、選挙事務所内、個人演説会の会場内、街頭演説の場所に限られます。
- ・選挙管理委員会の交付する証紙を貼らなければ頒布できません。

③ インターネット

- ・ウェブサイト等を利用する方法（ホームページ・XやフェイスブックなどのSNS・動画共有サービス・動画中継サイトなど）
- ・電子メール（候補者及び政党等のみ）

【Q40】

選挙運動期間中、候補者が氏名を表示したたすきを身に付けるほか、自転車に候補者個人が選挙運動で使用しているスローガンを記載したのぼりを取り付け走行することはできますか。

【A40】

候補者が身に付けるたすきについては、禁止される回覧行為の対象から除外されているので問題はありませんが、選挙運動で使用しているスローガンを記載したのぼりは「選挙運動のための回覧」に該当し、違反となる恐れがあります。

【Q41】

選挙運動員が、背中にスローガンを記載したスタッフジャンパーを着用して街頭演説などの選挙運動に従事できますか。

【A41】

選挙運動用のスローガンと認められる場合は禁止されます。「選挙運動用」と

は、選挙運動用ポスター、選挙運動用自動車、選挙運動用通常葉書、選挙公報などに使用されているかなどを総合的に判断されます。

また、候補者本人でない限り、候補者名が記載されたジャンパーなどの着用もできません。

【Q42】

選挙運動用通常葉書について

- ① 推薦者の代表者が経営する会社の従業員に、推薦者として自らの名前を記載した葉書を出すことはできますか。
- ② 推薦者として、町職員の名前を記載した葉書を出すことはできますか。
- ③ 現職の町長・町議が、推薦者欄に名前を記載することはできますか。
- ④ 推薦者として、法人名を記載することはできますか。

【A42】

- ① 自身が経営する会社の従業員に、葉書を出すことは問題ありません。雇用主としての地位利用や社内での回覧は禁止されます。
- ② 地方公務員は、地方公務員法第36条により政治的行為が制限されているため、推薦者として名前を連ねることはできません。ただし、勤務地の選挙区外なら可能です。
- ③ 単に推薦者として名前を記載することは問題ありません。ただし、自己の氏名普及宣伝が目的と認められる場合は禁止されます。
- ④ 差し支えありません。

【Q43】

選挙運動用通常葉書に「御一同様」など複数の選挙人を対象とした宛先を記載することは可能ですか。また、選挙運動用通常葉書を候補者以外の第三者が自己の名義により当該候補者を推薦する形態で使用することは可能ですか。

【A43】

同一世帯にある選挙人数名の名を連記することは、通常の使用方法と解され差し支えありません。

会社や工場等選挙人が多数集中しているところへ個人の氏名を記載しないで、「〇〇御中」「〇〇御一同様」と記載して郵送することは、回覧、掲示等による伝達を予定しているものであり、文書の回覧、掲示の禁止に抵触する恐れがあります。

また、候補者以外の第三者の名義で選挙葉書を使用することはできません。

【Q44】

宛名人不明により差出人に還付された選挙運動用通常葉書の取扱いはどうなりますか。

【A44】

すでに頒布行為があったと見なされ、当該葉書を制限枚数の範囲内で再差出しする場合は、新たな頒布として取り扱われます。

【Q45】

インターネット選挙運動において、具体的にどのような手段を使用することができますか。

【A45】

概要は以下のとおりです。

できること・できないこと		政党など	候補者	候補者・政党など 以外の者
ウェブサイト などを用いた 選挙運動	ホームページ、ブログなど	○	○	○
	S N S（X、フェイスブックなど）	○	○	○
	政策動画のネット配信	○	○	○
	政見放送のネット配信	△※1	△※1	△※1
電子メールを 用いた選挙運 動	選挙運動用電子メールの送信	○	○	×
	選挙運動用ビラ、ポスターを添付したメールの送信	○	○	×
	送信された選挙運動用電子メールの転送	△※2	△※2	×
ウェブサイト上に掲載・選挙運動用電子メールに添付された選挙運動用ビラ・ポスターを紙に印刷して頒布		×	×	×
ウェブサイトなど・電子メールを用いた落選運動		○	○	○
ウェブサイトなど・電子メールを用いた落選運動以外の選挙運動		○	○	○
有料インター ネット広告	選挙運動用の広告	×	×	×
	選挙運動用ウェブサイトへ直接リンクする広告	○	×	×
	挨拶を目的とする広告	×	×	×

※1 著作権隣接権者（放送事業者）の許諾があれば可能

※2 新たな送信者として、送信主体や送信先制限の要件を満たすことが必要

【Q46】

フェイスブックや LINE などのユーザー間でやりとりをするメッセージ機能は「電子メール」、「ウェブサイトなど」のいずれに該当しますか。

【A46】

ウェブサイトなどに該当します。

【Q47】

電子メールを利用する方法による選挙運動を行うことができる候補者の範囲はどこまでですか。

【A47】

候補者本人が直接送信する場合のほか、事務所の秘書のように候補者と使用関係にある者や、親族や友人のように特別信頼関係にある者が、候補者の指示の下で手足として送信に必要な作業をしているに過ぎない場合は、電子メールの送信主体制限に違反しません。

【Q48】

選挙運動を禁止されている者が下記の行為をすることができますか。

- ① 選挙運動に関する事項に対し、フェイスブックの「いいね」をすること。
- ② 選挙運動に関する事項に対し、Xの「リツイート」をすること。
- ③ 候補者が街頭演説している姿の写真を撮り、フェイスブック及びXに当該画像をアップロードすること。

【A48】

- ① できます。個別具体の状況によりますが、直ちに選挙運動に当たるわけではありません。
- ② 一般的には、選挙運動に当たる恐れがあります。
- ③ 一般的には、選挙運動に当たる恐れがあります。

【Q49】

配布するビラにQRコードを記載しても構わないですか。

【A49】

バーコードやQRコードが記載されている場合は、QRコードなどを読み取った際、端末の画面上に表示される内容が選挙運動用文書図画と認められるとき

は、QRコードなどが記載されているビラ自体が選挙運動用の文書図画として規制を受けます。

(10) 言論による選挙運動

【Q50】

言論による選挙運動とはどんな方法をいいますか。

【A50】

文書図画によらない言論、つまり、演説や録音盤、放送など音声による言論運動という意味です。

【Q51】

連呼行為というのは何ですか。

【A51】

選挙運動のため、ある候補者の氏名、政党の名称、または演説会若しくは街頭演説のあることを知らせるため、短い言葉を連続して呼称することです。

連呼行為は、選挙運動のために使用する自動車上若しくは街頭演説（午前8時から午後8時まで）又は演説会場の場所以外では禁止されます。

なお、連呼行為ができる場合においても、学校、病院、診療所、その他の療養施設の周辺では静穏を保持するよう努めなければなりません。

【Q52】

選挙運動期間中、朝6時から候補者がたすきを着けて駅前に立ち、通行人に対し挨拶を行うことはできますか。

【A52】

通行人に対する単なる挨拶であり、たすきの着用に時間的制限もないため可能ですが、演説及び連呼行為はできません（午前8時～午後8時の時間の制約）。

【Q53】

個人演説会の合同演説会を開いてもよいですか。

【A53】

第三者主催の候補者合同演説会は開催できませんが、各候補者が主催する合同個人演説会の形式を取れば差し支えありません。

【Q54】

個人演説会の周知はどのような方法で行うことが可能ですか。

【A54】

選挙運動用ポスター、選挙運動用通常葉書、街頭演説、選挙運動用自動車上での連呼行為、電話、インターネットなどの方法が可能です。

各戸を回っての周知は戸別訪問の禁止に抵触するためできません。

【Q55】

午後8時以降、幕間演説で連呼行為はできますか。

【A55】

幕間演説とは、選挙運動を目的としない集会、あるいは会社や工場での休憩時間などに、たまたまそこに集まっている人たちに向かって行う選挙運動のための演説です。

街頭演説以外の演説（個人演説会・幕間演説など）については、連呼行為の時間制限がないため、午後8時以降でも幕間演説での連呼行為は可能です。

【Q56】

街頭演説は何人でもできますか。

【A56】

候補者、運転手1人、運動員15人以内が街頭演説において選挙運動に従事できます。運動員は、町選挙管理委員会が交付する腕章をつけなければなりません。

【Q57】

街頭演説の場で、候補者の氏名が入ったビラを頒布することはできますか。

【A57】

町長選挙は5,000枚以内、町議選挙では1,600枚以内での選挙運動用ビラ頒布が認められています。

【Q58】

同時に街頭演説を数か所で行っても差し支えありませんか。

【A58】

街頭演説をする際には、町選挙管理委員会が交付する標旗を掲げる必要があります。数は一つに決められているため、必然的に一か所しかできません。

【Q59】

選挙運動期間中、公営施設内で活動中の町民に挨拶などをすることはできますか。

【A59】

単に挨拶程度なら問題ありませんが、あらかじめ聴衆を集めるなどすると個人演説会の扱いとなり規制を受けます。

【Q60】

公共施設で出陣式を行うことができますか。

【A60】

出陣式については、場所などは自由に行えますが、選挙運動の一環（演説）と考えられます。

演説は、国又は地方公共団体の所有し又は管理する建物では選挙運動のための演説・連呼行為をすることができないとされているため、公共施設内での出陣式は禁止されます。

(11) 当選のお礼など

【Q61】

当選のお礼の挨拶に制限はありますか。

【A61】

以下の行為は禁止されます。

- ① 戸別訪問をすること。
- ② 挨拶する目的をもって文書図画を頒布又は掲示すること（インターネットは可）。
- ③ 挨拶する目的をもって新聞紙又は雑誌に広告を掲載すること。
- ④ 放送設備を利用して放送すること。
- ⑤ 当選祝賀会その他の集会を開催すること。
- ⑥ 自動車をつなねたりして、氣勢を張ること。
- ⑦ 当選したお礼に、氏名等の名称を言い歩くこと。

【Q62】

当選祝いとしてお酒をもらうことは可能ですか。

【A62】

当選後の祝い酒については、一般的に政治活動に対する寄附と考えられるため可能です。

ただし、選挙期間中の陣中見舞いとして、お酒を受け取ることはできません。

【Q63】

「当選御礼」の貼紙を事務所に掲示することはできますか。

【A63】

罰則をもって禁止されます。

2 政治活動

(1) 政治活動の文書図画

【Q64】

候補者用の立札・看板を駐車場（無人）のフェンスの金網に掲示することはできますか。

【A64】

政治活動のために使用する事務所として実態のない場所に掲示することはできません。

【Q65】

一般の住宅に候補者用2枚、団体用2枚の立札・看板を掲示することはできますか。

【A65】

その場所が、候補者の事務所でありかつ後援団体の事務所となっているのであればそれぞれ各2枚ずつ掲示できます。

【Q66】

選挙運動期間中に新たな立札・看板の設置はできますか。

【A66】

選挙運動期間中は新たな設置はできませんし、移動することもできません。

【Q67】

政治活動用事務所を選挙事務所とした場合、政治活動用の立札・看板と選挙事務所用の看板を混在して掲示することはできますか。

【A67】

可能です。それぞれの規格や枚数等の条件を満たしていれば問題ありません。

【Q68】

駅前等で町政報告会を行う際、氏名入りののぼり旗を掲示することはできますか。また、スローガンののぼり旗は掲示することはできますか。

【A68】

公職の候補者等の氏名が表示された政治活動用立札・看板の類（のぼり旗含む）は、街頭演説の場所では掲示できません。

なお、スローガンについては、氏名類推事項に該当しないので掲示することはできます。

【Q69】

政治活動用の自動車の看板に候補者の氏名とスローガンを表示して走行することはできますか。

【A69】

氏名入りの立札・看板は、政治活動用の事務所において掲示するもの、若しくは演説会・講演会等の会場においてその開催中に使用するものに限られるため、自動車に取り付けて使用することはできません。なお、スローガンのみの場合は、差し支えありません。

【Q70】

政治活動用ポスターについて

- ① 記載内容に規制はありますか。
- ② 規格や枚数に制限はありますか。
- ③ 掲示方法に規制はありますか。

【A70】

- ① 掲示責任者・印刷者の氏名・住所の記載が必要です。
- ② 極端に大きいもの又は連続して多数掲示しているものは、選挙運動とみられる場合があります。
- ③ ベニヤ板などの裏打ちによる掲示はできず、また任期満了の6ヵ月前などの一定期間は、掲示が禁止されています。

【Q71】

町議会議員の任期満了日前6ヵ月以内に入り、政党等の演説会告知用ポスターに当該町議選の立候補予定者が弁士として記載されたポスターについて掲示は認められますか。

【A71】

以下の事項を主な基準として、総合的に政党等のポスターと認められた場合は掲示可能です。

- ① 弁士が複数であること。
 - ② 弁士の全てを同等に扱っていること。
 - ③ 弁士1人にかかる面積が純然たる政党等部分を超えないこと。
 - ④ 弁士の全てが同一選挙の同一選挙区の公職の候補者等ではないこと。
- ※ ただし、上記を満たすポスターであっても、告示日以降は撤去しなければなりません。

【Q72】

候補者個人の政治活動用ポスターを会社などの室内へ掲示することはできますか。

【A72】

任期満了前6ヵ月以内に、不特定多数の者が往来する場所に候補者個人の政治活動用ポスターを掲示することは禁止されます。

なお、往来から見えないように個人宅に内向きに掲示することは可能です。

【Q73】

公職の候補者の氏名が入ったのぼりやポスターを掲げて、駅頭などでビラを配布することはできますか。

【A73】

ビラを配布することは、内容が政治活動にわたるものであれば問題ありません。

しかし、公職の候補者の氏名が入ったのぼりやベニヤ板などに裏打ちをしたポスターを掲げることは禁止されています。

(2) 演説など

【Q74】

平常時に、公職の候補者が駅前の路上に立ち演説を行っているが、次の行為に問題はありますか。

- ① 午前6時30分頃からハンドマイクを片手に演説を行う。
- ② 警察署の許可を受けずに行う。

【A74】

- ① 平常時の政治活動のための街頭演説には制限がないため、可能です。
- ② 道路に人を多数寄せつけて演説するなど一般交通に著しい影響を及ぼす場合は警察署の許可が必要な場合があるが、一般的に交通の妨害とならない場所に立ち、人の流れを阻害させない状態で演説する場合は、警察署の許可を受けなくても差し支えありません。

【Q75】

民間団体が、告示日直前に市内の公民館において、候補者を集めて「公開討論会」を開催することは可能ですか。また、選挙運動期間中はどうですか。

【A75】

告示日前の「公開討論会」の開催については、内容が候補者の選挙運動にわたらない限り、差し支えありません。

一方、選挙運動期間中は、演説会を開催することができるのは候補者個人に限られており、民間団体が主催となつての「公開討論会」は開催できません。

なお、各候補者が主催者となつての「合同個人演説会」の形をとる場合は差し支えありません。

【Q76】

告示日前に、政治活動用自動車において、特定の候補者名を連呼しながら市内を走行することは可能ですか。

【A76】

氏名の連呼行為は事前運動となる恐れがあります。

3 寄附及び挨拶状など

(1) 候補者が行う寄附

【Q77】

公職の候補者がする寄附で認められるのは何ですか。

【A77】

公職の候補者などは、選挙区内にある者に対して、時期に関わらず以下の場合を除いてすべての寄附が禁止されています。

- ① 政党その他政治団体、又はその支部に対する寄附
- ② 公職の候補者の親族（配偶者、6親等内の血族、3親等内の姻族）に対する寄附
- ③ 選挙区内で行う政治教育集会に関する必要最小限度の実費補償
- ④ 公職の候補者自ら出席する結婚披露宴における祝儀、葬式や通夜における香典

【Q78】

公職の候補者が赤い羽根共同募金に募金することは問題がありますか。

【A78】

最終的な募金先の事務所等が選挙区外であっても、選挙区内の事務所等を通じて寄附を行う場合には禁止されます。直接、選挙区外の事務所等に募金をすることはできます。

【Q79】

公職の候補者が選挙区内にある者の結婚披露宴に自ら出席し、祝儀として金銭以外の品物などを贈ることはできますか。

【A79】

「祝儀」については、金銭に限らず品物も含まれると解されており、候補者が自ら出席して贈る場合は、罰則の適用から除外されています。

【Q80】

公職の候補者が選挙区内で行われる夏祭りの本部に、ビールを差し入れできますか。

【A80】

選挙区内での寄附に当たるため、罰則をもって禁止されます。

【Q81】

公職の候補者が選挙区内で行われる成人式に、祝電を出すことはできますか。

【A81】

祝電は寄附ではないため、内容が選挙運動にわたらない限り出すことはできます。

【Q82】

公職の候補者の配偶者などの親族や秘書が代理出席して、香典を相手方（選挙区内にある者）に届けることはできますか。

【A82】

公職の候補者自らが出席していないため、認められません。

【Q83】

「香典」はお金に限りますか。例えば、線香などを持って行くことは可能ですか。

【A83】

「香典」は金銭に限るので、線香を持って行くことは禁止されています。

【Q84】

「御供花料（仏式）」「御玉串料（神式）」「御花輪料（キリスト教式）」などの表書きでお金を出すことも香典に含まれますか。

【A84】

これらの表書きでお金を出すことも香典として認められます。

【Q85】

公職の候補者が香典をもらった場合、香典返しをすることは可能ですか。

【A85】

もらった香典に対して返戻の程度（香典の半額程度）の香典返しをすることは可能です。

なお、祝儀のお返しをすることは禁止されているので注意してください。

【Q86】

公職の候補者が配偶者や秘書名義で選挙区内にある者に対して寄附をすることは可能ですか。

【A86】

罰則をもって禁止されます。

【Q87】

公職の候補者が町内会の野球大会に際して、カップや記念品を贈ることは可能ですか。

【A87】

罰則をもって禁止されます。

【Q88】

公職の候補者の親や子供、配偶者が、その経費を自己負担して、自己の名義で寄附をすることは可能ですか。

【A88】

差し支えありません。

【Q89】

地震等の災害が発生した際に、公職の候補者が町の開設した避難所に水等の物資を寄附することはできますか。

【A89】

当該避難所が選挙区内であれば、罰則をもって禁止されています。

(2) 後援団体が行う寄附

【Q90】

後援団体がする寄附で認められるのは何ですか。

【A90】

後援団体は、選挙区内にある者に対して、以下の場合を除いてすべての寄附が禁止されています。

- ① 当該公職の候補者に対する寄附
- ② 政党その他政治団体やその支部に対する寄附
- ③ 後援団体がその団体の設立目的により行う行事や事業に関する寄附

【Q91】

後援団体の「設立目的により行う行事又は事業」とはどのようなものですか。

【A91】

その団体の設立目的の範囲内において行う団体の総会その他の集会、見学、旅行その他の行事や印刷、出版などをいうものと解されています。

【Q92】

後援団体の設立目的に会員の親睦が入っている場合、花輪、供花、香典、祝儀等を出すことは可能ですか。

【A92】

罰則をもって禁止されます。

(3) 挨拶状・挨拶を目的とする有料広告の禁止

【Q93】

禁止される挨拶状とは何ですか。

【A93】

公職の候補者が、選挙区内にある者に対し、年賀状、寒中見舞状、暑中見舞状その他これらに類する挨拶状を出すことは禁止されます。

なお、これらの内、答礼のための自筆によるものについては禁止の対象とされていません。

【Q94】

印刷した時候の挨拶状に公職の候補者が住所と氏名を自書したものは、自書による挨拶状と認められますか。

【A94】

認められません。

【Q95】

パソコンにより作成した挨拶状は、自筆による挨拶状と認められますか。

【A95】

認められません。

【Q96】

「喪中につき年賀の挨拶を失礼します」という欠礼のはがきを選挙区内の者に対して出すことは可能ですか。

【A96】

年賀状に類する挨拶状と認められるため禁止されます。

【Q97】

選挙区内にある者に対する葉書の中に、時候の挨拶とそれ以外の政策の周知のための文書がある場合は出すことができますか。

【A97】

全体としてみて、時候の挨拶状であるかどうかを判断することになります。

【Q98】

有料の政策広告は禁止されますか。

【A98】

政策広告は、挨拶を目的とする有料広告とは異なるため、禁止されません。

【Q99】

有料の政策広告の中に挨拶文を入れることは可能ですか。

【A99】

「挨拶文」を入れることで、全体としてみて、主として挨拶を目的とする有料広告に該当すると認められた場合は、罰則をもって禁止されます。

【Q100】

公職の候補者が発行する政策普及のためのビラなどに、挨拶文を掲載することはできますか。

【A100】

差し支えありません。